

Title	「都介野(つげの)」考
Sub Title	A study on history and culture of Tsugeno (都介野) a part of "Yamato Plateau"
Author	浅子, 勝二郎(Asako, Katsujiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1970
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.43, No.1/2 (1970. 5) ,p.27- 52
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	今宮新先生古稀記念
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19700500-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「都介野」考

浅子勝二郎

はしがき

ここに都介野というのは、現在の奈良県山辺郡都祁村を中心に、天理市福住、宇陀郡室生村の北部を含む、かなり広い範囲に亘るもので、古代の鬪鷄国つげのくににほぼ当る。「ツゲ」の地名に就いては、「古事記」には「都祁」、(1)「日本書紀」には「鬪鷄」、「三代実録」には「都介野」と様々に記されている。

本稿は、都介野の歴史・文化に関する細やかな研究の序説ともいうべきものである。

一

「古事記」によれば、神武天皇が、三輪の大物主神と勢夜陀多良比売せやだたらひめの間に生まれた富登多多良伊須須岐比売命ほとたたらいすすきひめをめで、三柱の御子を得たが、そのなかの一柱神八井耳命かむやみみが都祁直の祖ということになっている。

因に、神武の後富登多多良伊須須岐比売の「多多良」も、後の母勢夜陀多良比売の「陀多良」も、農耕具を鍛造するに必要な踏鞴ふみこのことであり、また「富登」は女陰のことであり、古くから水田が開け、農耕生活が行われていたと考えられ

る三輪の山裾⁽²⁾という舞台に、生産に密接な関係のある名の人物が登場するのは蓋し当然であろう。

神武天皇の御名「神倭伊波礼毘古命」(「古事記」)、「神日本磐余彦天皇」(「日本書紀」)の「イハレ」は語義不明であるが、地名としては、現在奈良県桜井市池之内を中心として、市の中部から橿原市の東南部にかけての地域で、磐余地方は、後世屢々皇居の地として選ばれ、神功皇后・履中天皇の磐余稚桜宮、清寧天皇の磐余齋栗宮、継体天皇の磐余玉穗宮、用明天皇の池辺雙槻宮などの所在地である。なお敏達天皇の幸玉宮のあった訳語田(長田)もまた磐余のうちであるといわれている。

何れにしても、磐余地方は大和朝廷の発祥地として、古代文化を最も早く育成して来たところである。

都介野に就いては、既に一言解れたが〔注(一)参照〕、「日本書紀」仁徳天皇六十二年条では「ツゲ」は「鬪鷄」と記されている。

是歳、額田大中彦皇子、鬪鷄に獵^{かり}したまふ。時に皇子、山の上より望りて、野の中を瞻^みたまふに、物有り。其形廬^{かたちいほ}の如し。乃ち使者を遣して視^みしむ。還り来て曰^{まう}さく、「窟^{むろ}なり」とまうす。因りて鬪鷄稻置^{つげいなぎ}大山主を喚^めして、問ひて曰^{のたま}はく、「其の野の中に有るは、何の窳^{むろ}ぞ」とのたまふ。啓して曰^{まう}さく、「氷室なり」とまうす。皇子の曰^{のたま}はく、「其の蔵^{くら}めたるさま如何に。亦奚^{またなに}にか使^{つか}ふ」とのたまふ。曰^{まう}さく、「土を掘ること丈余^{ひとつゝあまり}。草を以て其の上に蓋^ふく。敦^{あつ}く茅荻^{ちすき}を敷^しきて、氷を取りて其の上に置く。既に夏月^{なつ}を経るに泮^きえず。其の使^{つか}ふこと、即ち熱^{あつ}き月に当りて、水酒^{みづさけ}に漬^{ひた}して用^{つか}ふ」とまうす。皇子、即ち其の水を將^もて来りて、御所^{すめらみこと}に献^{たま}る。天皇、歡^{よろこ}びたまふ。是より以後、季冬^{しはす}に当る毎^{ごと}に、必ず氷^{こほり}を蔵^{くら}む。春分^{はるの分}に至りて始^{はじ}めて氷^{こほり}を散^ちる。(訓みは岩波版「日本古典文学大系」本に拠る。)

この皇室供御料の水をおさめる氷室は、延喜主水式⁽³⁾によれば、山城六、大和・河内・近江・丹波各一となっており、「大和国山辺郡都介一所」とあるのが、仁徳天皇紀に見える鬪鷄の氷室に当るものであろう。なお主水式では、氷の献納の期間は四月一日から九月三十日までとなっている。

ここで聊か留意を要する点は、允恭天皇々后忍坂大中姫が、且て鬪鷄国造某から受けた無礼を咎めて、皇后になると、すぐその姓を貶して稻置としたという一挿話である。(『日本書紀』允恭天皇二年条)⁽⁴⁾

姫が「首おびとや、余あれ、忘れじ」(都祁首の起源が神武天皇記に見えていることに就いては既に触れた。)と憤激して、死罪にまで行おうとした鬪鷄国造某の言葉、某も平身低頭して、その日は高貴の方と知らず、無礼を働いた罪は当に死に価する、といっている言葉の内容は如何なるものであったろうか。恐らくそれは、世の常の婦女子に対すると同じような、邪念に発する戯れ言であったのではなからうかと思う。

これに関連して参考になるのは、雄略天皇が、采女山辺小嶋を犯した齒田根命を断罪しようとした時、命は資財を供し、贖罪して死を免ぜられたという雄略天皇紀の記載である。⁽⁵⁾

采女を犯した齒田根命は、当時貴重な財物とされていた馬と大刀で贖罪して、死を赦されたのであるから、たとい気付かなかつたとはいえ、後に皇后となった忍坂大中姫に、侮辱的言辞を弄した鬪鷄国造某が、姓を貶されて稻置とされたのは当然であろう。

ところで「仁徳天皇紀に見えるかの鬪鷄稻置大山主は、実は鬪鷄国造であったと考えられる。後に鬪鷄国造が稻置に貶された結果、古に遡って国造とあるべきを稻置と訂正されたものである。同様にこのことは、『国造本紀』に、鬪鷄国造の名が見えない所以でもあると思われる。」⁽⁶⁾

さて都介野は原野広く、古くから狩猟、草木の採取が行われ、初瀬川の源流に沿って現在の小夫^{おぶ}、並松方面に通ずる道路によって、大和平野との交渉が行われていたと思われる。雄略天皇は、泊瀬朝倉宮に皇居を定めたといわれているが、初瀬の枕詞「コモリクノ」は、初瀬の地が、大和平野に通ずる一筋の道のまわりを山々で包み囲まれているところから生まれたという説、また樹木蒼蔚としているところ、あるいは「コモリク」は「木盛処^{こもりく}」で、樹木が高く茂っているところ

から出たといったような諸説があり、初瀬の奥山が、古く建築用材の供給地として重きをなしていたことが、雄略天皇の皇居の地選定と深いつながりがあるのではなかるうかと考えられる。

良材の産地に名工現われ、また名作に纏わる名工の物語が生れる。雄略天皇⁽⁷⁾紀にもこれが伝えられているのは、必ずしも偶然ではない。

天皇は工匠鬪鷄御田(恐らく鬪鷄稻置の部民であったと思われる)に命じて、はじめて^{たかどの}楼閣を造らせたところが、その造工の神技に驚歎して、伊勢国からあがった采女が、誤って天皇の食膳のものを取りこぼしてしまった。天皇は采女が伏している様を見て、御田が采女を犯したものと思つて刑吏に付したが、秦酒公の執り成しで死罪を赦された。

同じく工匠猪名部真根⁽⁸⁾は、石の台に材^きを載せて手斧で削つても、刃こぼれをつくらぬという手練を、天皇の巧みな計略に誤らせられて、型の如く刑死ということになるのであるが、彼の技能を惜む声に支えられて、身を全うすることができた。

真根の場合は、こんなことでもなかったら、まず失敗など考えられないという所謂名匠譚といつてもよいと思う。

現在重要文化財に指定されている岡崎市滝山寺の三門の前に、「飛驒権守藤原光延塚」と刻まれた碑が立っている。昔飛驒工がこの三門を建てた時、東南隅の一本の樺の木口を切り違えていたのを、土地の一老婆に発見され、彼は大いにこれを恥じ、三門の二階から鑿を銜えて飛び降り、自害して果てたので、人これを憐んで、現在碑の立っている所に厚く葬つたというのである。

天下の名城白鷺城にも、これと同じような伝説が付会されている。城を建てた大棟梁の桜井源兵衛は、天守の柱が巽の方へ傾いていることを妻に指摘され、型の如く八分鑿を銜えて天守から飛び降り自ら命脈を断つたといわれている⁽⁹⁾。

猪名部真根も飛驒権守藤原光延も更には桜井源兵衛も、何れも女姓によって痛いところを突かれている。女性こそ、わ

が名匠達の共同の敵といわなければならぬ。

二

真根の名工振りは、雄略天皇紀の伝える通りであるが、猪名部の始祖に就いては、新羅王から進貢された次第が応神天皇紀に記されている。

応神天皇は伊豆国に命じて、からの枯野という名の船を造らせたが、二十数年を経て使用に堪えないようになったので、その船材で塩を焼き、五百籠の塩を国々に賜わったところが、同時に五百艘の船が献納され、武庫港に集結していたところが天皇の三十一年、偶々新羅の朝貢使を乗せて碇泊中の船から出火し、その火がわが船団にも及んで、多くの船を焼失してしまった。新羅王はこれを聞いて大いにおどろき、技能のすぐれた工匠を進貢し、これが猪名部の始祖となった。

なお猪名部に就いては、姓氏録では百濟人から出ていることになっており、何れにしても、朝鮮系であることには変りないが、その正しい来歴は不明である。

ところで猪名部の居住地はどこであったのであろうか。

* 現在田方郡松ガ瀬の狩野川の近くに、からの軽野神社が鎮座していて、その場所は、俗説では応神天皇が造らせた「からの枯野」の船材を伐採した所ということになっている。古く造船の地としては、船材の供給地にも恵まれ、また進水にも利便の多い地点が選定されたであろうから、狩野川流域が、「枯野」の造船地として伝承されているのも当然であろう。狩野も「からのかの」であり、「からのかりの」であることも面白いと思う。

なお「万葉集一巻三には

とが鳥総立て あしがら足柄山にふな船木伐り き樹に伐り行きつ ふなあたら船材を

という歌が載せられているが、この足柄山が問題である。この場合の船材を得た場所を、現在の南足柄町付近で、舟窪・舟石・舟原といったような造船に縁のある地名を残している所に当る説もあるが、古代の造船に就いては、稿を改ためて発表の機会を持ちたいと思

う。
伊藤ていじ氏は、猪名部の居住地としては、現在の堺市高石町付近とも推定されているが、寧ろ摂津の猪名と考えた方が自然で、伊丹市の南郊にある猪名寺という小部落の付近か、或は少くとも、猪名川沿いの地点とした方がよいのではなからうかと見ておられる。⁽¹⁰⁾

雄略天皇紀の鬪鷄御田と猪名部真根の記載と共に看過できないのは、雄略記に見える天皇自身に関する一挿話である。

天皇が大和から生駒山の南を越えて、河内から難波へ下る捷路である直越道ただてえを通して、河内に住んでいる若日下王のところへ妻問いに行かれた時、国見をしたところが、堅魚木を上げている家がある。それは志畿の大県主の家であった。天皇は「奴やつこや、己が家を天皇の御舎みあらかに似せて造れり」(臣下の身分で自分の家を天皇の宮殿に似せて造っているとは怪しからん奴だ。)と云って、その家を焼かせようとしたところが、大県主は怖じおそれ、平身低頭して謝罪の贈物をして、家が焼かれずに済んだというのである。

堅魚木は天皇の宮殿の象徴、天皇の権威の象徴であった。群馬県の茶臼山古墳などから出土した埴輪家には、堅魚木を上げているものがあるので、堅魚木は、元来天皇の宮殿に限られていたものではないかも知れないが、それが雄略天皇の時代になると、完全に天皇の宮殿の象徴と考えられるようになるのである。鬪鷄御田が建造した楼閣が、どんなものであったか想像の限りではないが、仁徳天皇が高津宮に造られたという「タカドノ」(高台)は、恐らく一種の土壇で、木造建築物ではなく、建造物としての楼閣は、五世紀の後半頃にはじめて起ったと見てよいと思う。

天皇の時代は古墳時代の中期に当り、五世朝前半頃の応神・仁徳・履中三天皇の壮大な前方後円墳によって代表される最盛朝をやや過ぎて、古墳が次第にその規模を縮小しはじめる五世朝後半頃である。

雄略天皇の御陵は、河内の多治比高鷲たかわしに営まれたと伝えられているが、その規模が不明であるのに対し、既に触れたよ

うに、天皇が宮殿、楼閣の建造に異常な関心をもっていたことを窺わせる記載を記紀に見出だすことができるのは、聊か興味あることである。

約一世紀前の応神天皇が、大土木事業に天皇の權威の象徴を求めたとすれば、雄略天皇は、記念建築事業のなかにその權威を確立しようとしたといえる。

天皇の時代は古墳時代とはいえず、木造建築の黎明期であり、木造建築が記念造宮物としての地歩を固めはじめた時期であった。鬪鷄御田や猪名部真根の名匠譚とでもいうべきものも、実は彼等のすぐれた技能への讃歌であったのである。

ところで上來述べ来たように、応神天皇記に、その始祖の日本への来住、帰化が記されている猪名部の工人の後系が、後に大和の方面にも移ったものかどうか明かでないが、猪名部真根なる名工が雄略天皇紀に現われていることや、仁徳天皇紀には、都祁氷室の起源説話の主人公として、仁徳天皇の皇子額田大中彦皇子が登場したり、また雄略天皇紀には泊瀬朝倉宮に宮居している天皇が、遠く河内の若日下王を妻問いし、更に天皇の御陵も河内の多治比高嶋に営まれたと伝えられているなど、摂津・河内方面から大和への歴史の中心的な舞台の変遷、文化の移動、発達の経路を暗示するものがあり、これらの点に就いても一考すべきであろう。

なお雄略天皇の泊瀬朝倉宮の位置に就いては、古来異説多く、「帝王編年記」は「大和国城上郡磐坂谷」、「大和志」は「黒崎・岩坂二村之間」とし、また朝倉の名の起源に就いても、秦氏の貢物によって建てられた倉即ち秦倉からの転訛であろうとする説もあれば、或は、この宮が「朝倉の木丸殿」と伝称され、丸木によって造られていたことを思わせるものがあり、また「あさくら」は「あせくら」の転訛と見ることが可能であるところから、宮の造型が、所謂板倉様式に成るものであったらうことを想察せしめるものがあるといったような説をなす向もある。⁽¹¹⁾

朝倉宮が果して校倉様式のものであったかどうかは、遽に決し難い問題であるが、所謂校倉様式は、多く北方系の建築

に採用されて来ているので、木造建築の黎明朝と目される雄略天皇の時代に、楼閣の造型が如何なるものであったかを解明することは、日本建築發達史上の重要な、また興味ある課題であると共に、広く東洋更には世界建築文化史上の問題としても取り上げられなければならないと思ふ。

三

都介野に関連して、その名を逸することができないのは、壬申の乱の功労者星川臣麻呂なる人物である。彼は大和国山辺部星川郷、現在の奈良県山辺郡都祁村針ヶ別所村付近一帯を本拠とした氏族といわれている。

星川臣麻呂の壬申の乱(六七二)に於ける具体的な功績は、遺憾ながら不明であるが、小錦中であつた麻呂は、天武九年に壬申の乱の功績によって大紫位を追贈され、その子黒麻呂も靈龜二年(七一六)に、その數量は詳らかでないが賜田の恩典に浴している。このことは乱の功労者に対する贈位、賜物が殆ど跡を絶つ和銅三年以後に至っても、なお乱が重視されていることを端的に示すものである。

なお星川臣は、孝元記に建内宿禰の子波多八代宿禰を祖とすと伝えられ、天武天皇十三年に朝臣姓を賜わっている。また姓氏録は、大和皇別に星川朝臣を載せ、石川朝臣と同祖、武内宿禰の後とし、敏達天皇の代、居によって星川臣の姓を賜わつたとしている。

ここに、壬申の乱で、大海人皇子に従つた更に一人の人物——小墾田猪手がある。この氏族の系譜については、やはり孝元記に建内宿禰の子蘇我石河宿禰がその祖といふことになっている。

ところで上田正昭氏は、天武紀十三年十一月条の賜姓氏族五十二のうち十九氏が、孝元記の建内宿禰の七子を始祖とする多くの氏族と一致することを指摘し、壬申の乱の功労者の系譜が、天武朝に架空に作られた神武・孝昭・孝元・開化⁽¹²⁾・

垂仁・景行の各天皇記に集中している氏族系譜に整理統合されているのは明白で、天武朝に於ける新姓賜与で問題になった氏族が、特に古事記に多いのは偶然ではなく、天武紀・孝元記の記載の一致の大きな理由として、古事記の最終的完成が天武朝にあったということが挙げられなければならないと断じておられる。⁽¹³⁾

都介野に関連して更に看過することのできないのは、都祁山道の開通の一件である。

「続日本紀」元明天皇靈龜元年六月一日条に

開^ク大倭^ノ国都祁^ノ山^ノ之道^ヲ

と見えているが、靈龜元年は七一五年で、都祁山というのは現在の都祁、福住両村の山々を汎称したものであるから、この都祁山道は、山辺の上津道に沿った石上道（天理市^{いちのみと}櫟本付近）から岩屋ヶ谷を通じて福住に登り、南之庄、長瀬を経て名張に至る古代の伊勢参宮道で、天平十二年（七四〇）聖武天皇も、この道を通じて伊勢に向かわれ、この道は、また齋宮の通路ともなり、平城京の都市文化は、これを通して高原に入り、この地域は、東国への交通の要衝として発展した。

さて都祁山道が開かれた奈良時代には、高原は古代の鬪鷄国から都祁郷と星川郷とに変わっていた。大化改新によって中央集権体制が確立され、地方制度が改められて、従来の国・県が解体された結果である。

都祁郷は、現在の天理市福住から都祁村、室生村の一部をも含む広大な地域であり、星川郷は南地区の都祁村^{はやま}吐山に当る。また後にやや詳しく触れる小治田朝臣安麻侶の墳墓に見られるように、この時代は、火葬の風習の浸潤によって、古墳時代が漸く終りを告げようとし、高原には新しい開発が進められた。「万葉集」に「大和の黄楊^{つげ}の小櫛」と歌われていることは、都祁郷の名が、既に広く知れ渡っていたことを示すものであろう。

ここで天正十二年の聖武天皇の東国行幸の件であるが、広嗣の乱の最中に、「続日本紀」天平十二年十月廿三日条によ

れば、「徴^シ發^{セン}騎^{シム}兵。東西^ノ史部。秦忌寸等惣^テ四百人^ニ。」といったような仰々しい姿の東国行幸は如何なる意味をもっていたのであろうか。その真意を解明することは容易でないが、同廿三日条に「勅^ニ大將軍大野朝臣東人等^ニ曰^ク。朕縁^レ有^ル所^シ意^フ。今月之末。暫^ク往^ニ關東^ニ。雖^モ非^ス其時^ニ。事不^レ能^ハ已^ム。將軍知^レ之不^レ須^ニ驚^ス怖^ス。」とある天皇の言葉は、その裏面に何等かの複雑な事情が伏在していることを思わしめるに十分である。

兎に角天皇は廿九日に平城を發し、同日山辺郡竹谿村の堀越頓宮に至って一泊し、翌卅日伊賀国名張郡に到着している。

この「竹谿」が「ツゲ」と訓まるべきであることは、「延喜四時祭式」(上)に、吉野・宇陀・葛木・都祁の水分四社のうち、都祁水分社を竹谿水分社と記しているところから明かである。また伊勢齋宮もこの道を往返したものと見え、平安時代に於いても都祁道行宮が設けられ、大和国にも種々課するところがあつたことが「朝野群載」⁽¹⁵⁾によつても知られる。堀越頓宮の遺址は今日明かでないが、都祁山道の順路、古い聚落などから考え、並松にこれを求めるのが至当であろうといわれている。⁽¹⁶⁾ 現在友田の水分神社の参道入口に、「聖武天皇堀越頓宮之跡」の碑が建てられている。

四

「懷風藻」に、「唐^モに在^リりて本國^ノの皇太子^ニに奉^ルる」と「初春竹溪山寺に在り、長王^ノが宅^ニにして宴^スするに、追^ヒて辞^ヲを致^スす」という僧道慈の二篇の詩が収録されているが、後篇に見える竹溪山寺がどこであつたか、その所在が問題である。

後篇は宴会に招かれたが辞退し、後から断りの詩を送つたその時の詩で、序が付⁽¹⁷⁾いている。序の最後に「僧既方外士。何煩入^ニ宴宮。」とあり、僧侶の自分は既に世捨て人であり、どうして煩わしい宴席などに連なるるか、辞退しようというのである。宴宮は宴会を催す立派な邸宅、ここではいうまでもなく長屋王の邸である。

この詩から判断すると、道慈はこの頃既に世俗と断っていたらしいことが窺われる。

ところで、道慈が唐の留学から帰朝したのは養老二年（七一八）であり、長屋王が没したのは天平元年（七二九）であるから、道慈が長屋王の招宴を拒絶したのは、この間のことであり、また彼が竹溪山寺に隠棲したのも、またこの間ということになる。唯「懷風藻」所載の道慈伝は、⁽¹⁸⁾ 帰朝後の部分に聊か曖昧の点があるが、彼は天平元年律師に任せられ、また同年聖武天皇の大安寺再建事業に関与するなど活動朝にはいるうとしていたので、「性甚骨鯁。為三時不容云々」とある彼の伝が正しければ、これは帰朝後遠からず俗塵を避けて竹溪山寺に隠棲した事情を語るものではなからうかと想像される。さて竹溪山寺の所在、性格はどうであろうか。

七世紀後半の郡県制の確立で、鬪鷄国が都祁郷となると共に、都祁氏も朝廷の新官僚として、また都祁郷長として権力を保持した。この都祁氏の本拠が小山戸であり、ここに社地を同じくして都祁山口神社と都祁水分神社が鎮座し、都祁氏は代々山口神社の神主を兼ねていた。天平二年大和国正税帳に見える都祁神戸が何れのものか明らかでないが、神事諸家封戸大同六年牒には「都祁山口神一戸大和」と記され、山口社の優位を思わせるものがある、兎に角貞観元年正月には、^(八二) 両社とも神位は従五位下から正五位下に昇叙され、延喜神名式では共に大社に列せられ、祈年祭には馬一疋を加えられる例であった。しかし水分社が天禄二年（九七一）小山戸から友田に移されてからは次第に山口社を圧し、山口社を上社、水分社を下社とする称も起った。

要するに、筆者は竹溪山寺を、古く社地を同じくして鎮座していた都祁両社のうちの何れかに付属していた神宮寺の如き性格のものであったと解したのであるが、いかがなものであろうか。山口神社には、現在も老樹鬱蒼と茂り、神嚴の氣に満ち、鬪鷄国の中心であった古き代の佇まいを宛らに伝えており、また竹溪山寺の名に価する境域を形成している。

神宮寺の最も早く記録に徴し得るものは、越前氣比神宮寺であって、「武智麻呂伝」^(七五) 靈龜元年条に、その建立の由来が

語られている。この「武智麻呂伝」は、天平宝字四、五年（七六〇、七六一）頃僧延慶によって記されたもので、氣比神宮寺建立の年時に就いては、その可信性が云々されるかも知れないが、武智麻呂は近江守在任中、靈龜二年に部内の諸寺の荒廢を再興し、仏法興隆に関心を寄せており、古くから道の開けていた——応神天皇記に「蟹舞の道」と歌われている如く——隣国越前国の神仏の交流に武智麻呂が関りをもったとしても必ずしも不当ではない。

都祁社の場合に於いても、靈龜元年伊勢參宮道としての都祁山道が開通し、仏都平城京と神道の本源伊勢を結ぶ路線上に神仏習合の新しい氣運が醸成されたということも、これまたあり得ないことではないと思う。

道慈が養老二年（七一八）帰朝に際して唐から齎した新訳の金光明最勝王經の書写は、引き続き政府の手によって行われ、これが神龜五年（七二八）に完成して諸国に頒布されたのであるから、彼がその事業の中心になったであろうことは、当然考えられるところであるが、靈龜元年（七二五）には都祁山道が開通していることでもあり、都祁に隱棲して適宜平城京との間を往反したとしても、彼が世俗と断つたといわれていることと矛盾するものではないと思う。

彼は聖武天皇の天平元年（七一九）律師に任ぜられ、また詔を奉じて、自ら留学した長安の西明寺を模して、大安寺を再建しているが、九年には護寺鎮国の為に恒例の大般若經転読の勅許を得たり、同年大極殿に於いて金光明最勝王經を講ぜしめられた時、勅によって講師となるなど、この經典に関する権威者としての面目を遺憾なく發揮している。彼が天平三年の「金光明四天王護国之寺」と呼ばれた国分寺の造営に指導的役割を演じたことはいうまでもない。

道慈は天平九年から十六年の没年まで、その事績が詳らかでないが、彼に後れること十七年、天平七年に帰朝し天皇に重用されながらも、宮廷内に俗的勢力を振った僧玄昉等に反撥して、愈々世俗と断つ境地を深めたと思われる。

先きに触れたように、聖武天皇は天平十二年十月に、太宰府に起った元嗣の乱の最中に、東国行幸を敢えて行われたのであるが、広嗣追討の大將軍大野東人に下した勅に「朕縁^{リテ}有^ル所^ヲ意^フ。……雖^モ非^ズ其^ノ時^ニ。不^レ能^ハ已^ム。」とある真意は容易

に把握し難いが、恐らく翌十三年の国分寺建立に対する異常な決意を内に秘めているのではなからうか。国分寺の建立は、今日想像する以上に重大な意味をもっていたに違いないと思う。

道慈が若しこの時竹溪山寺に隠棲していたとすれば、或は竹谿頼宮で天皇に對面していたかも知れない。

五

明治四十五年四月、現在の山辺郡都祁村大字甲岡——俗に前山と呼ばれている小丘を開墾中、偶々大一枚、小二枚の金銅墓誌板が⁽¹⁹⁾発見され、そこが、奈良朝の高官小治田朝臣安万侶の墳墓であることが明らかにされた。なお大きい方の墓誌板には、墳墓の地が「都家郷郡里崗」と彫られている。

この場所は、丘の南斜面で、眺望もよく、当時の墓所選定の条件を具備しているのも面白い。ただ、われわれは屢々触れているように、靈龜元年既に都祁山道が開かれ、この地が、その交通路線上に位置していたことが、間接的にしろ墓地選定と何等かの相関々係があったであろうことに注意する要があると思う。

さて小治田氏は、孝元記によれば、建内宿禰の子蘇我石川宿禰を祖としており、また「新撰姓氏録」右京皇別条には、小治田朝臣は武内宿禰の五世の孫、稻目宿禰の後裔ということになっている。同氏は高市郡飛鳥の小墾田^{おはりだ}(小治田)を本貫とし、小墾田臣(小治田臣)の氏姓を授けられたのであろう。舒明天皇紀に小墾田臣(名を闕いている)と見えているのが恐らく稻目の子蝦夷の叔父に当る人物であらう。なお天武紀元年条には小墾田猪手、十年、十一年条には小墾田臣麻呂が名を現わすが、猪手は壬申の乱の際大海人皇子に従っており、臣麻呂は小墾田臣の子であり、彼が天武天皇十三年に朝臣姓を賜わり、更にその子小治田朝臣安万侶へと伝えられるのである。

小治田氏の一門は、比較的社会の上層に在って活動したように思われるが、⁽²⁰⁾当麻は別として、位階は悉く従五位下に止

り、従四位下に叙せられたのは安万侶唯一人であり、異例といわなければならぬ。安万侶が資性に勝れ、所謂成選の人として、よく朝に仕えたであろうことが想見される。

「続日本紀」によれば、安万侶は慶雲四年(七〇七)従五位下、和銅四年(七一)従五位上、靈龜元年(七一五)正五位下、養老三年(七一九)正五位上と累進しており、彼が従四位下に昇叙されたのは、恐らく養老七年か翌神龜元年であつたらうと思われる。

因に、従四位下に進んだ安万侶の官職に就いては、その位階の相当官が数少いので大体見当がつく⁽²¹⁾ことである。さて安万侶の墳墓から出土した三枚の金銅墓誌板のうち、一枚の大きい方の最初に彫られている「右京三条二坊」の文字は、安万侶の平城京に於ける邸宅の位置を示しているものであろう。その場所は現在の奈良市尼ヶ辻付近で、三条通りの北寄り、秋篠川沿いの部分である。

安万侶の遺骸は、恐らく牛車によって都祁山道を運ばれ、当時の「郡里崗」現在の都祁村大字甲岡の小丘で茶毘に付し埋葬されたのであろう。

彼の遺骸が平城付近で焼かれ、遺骨だけが埋葬地に運ばれたとする見解は、元明天皇の遺詔や他の火葬墓の实例から考えて、必ずしも妥当ではない。なお彼の墓壙に灰や木炭が多量にしかも整然と納め^{おさ}られていた事実は、彼の遺骸が甲岡の現場で茶毘に付されたことの明証である。

ここで先きの元明天皇の遺詔に触れてみよう。

「続日本紀」元正天皇養老五年十月十三日条に

朕崩^{セン}之後^ハ。宜^{シク}於^テ大和国添上郡蔵宝山雍良岑^ニ造^リ竈^ヲ火葬^シ莫^ク改^ム他^ニ処^ニ。謚^ハ号^ハ称^ニ某国某郡朝廷^ニ馭^ス宇^ニ天皇^ト。流^ス中^ニ伝^ハ後^ニ世^トとあり、更に同月十六日には

仍^{ツテ}ニ丘^ニ体^ニ無^クレ鑿^ル。就^{キテ}レ山^ニ作^リレ竈^ヲ。芟^レ棘^ヲ開^キレ場^ヲ。即^チ為^スニ喪^スレ処^ト。又^ク其^ノ地^者皆^ニ植^ユレ常^ニ葉^ノ之^樹。即^チ立^テニ刻^スレ字^ノ之^碑。と遺詔を重ねている。

このように太上天皇(元明)は、予め自らの墳墓の地として特定の場所を指定し、そこを荼毘所とし、埋葬所とすることを定められていたのである。

太上天皇は十二月七日平城宮で崩ぜられ、大伴宿禰旅人が宮陵の事に当り、遺詔によって喪送の儀を用いず、添上郡椎山陵に葬られた。

安万侶も遺言によって「郡里崗」で荼毘に付され、埋葬されたのかどうか明かでないが、この場所が当時の墓所選定の条件を具備していること、都祁山道の開通のことに加えて、丘の周辺の低地は、弥生時代以来好適な居住地となり、早くから農耕生活に入り、八世紀には政府の奨励で都介野の開拓も進んで、安万侶も或はその地に広大な墾田を所有していたことも想像され、そうなると愈々墓所選定の条件が整っていたであろうことを付言しておこう。

ところで元明太上天皇の遺詔に、遺骨を埋葬した場所に常葉^{ときば}の樹すなわち常緑樹を植えたり、碑を建てることを指示したりしていることも、看過されてはならない点であろう。

「日本書紀」神代卷の一書に、「杉^{およ}及び櫟^こ樟^{ふたつ}、此^の両^の樹^は、以^て浮^う宝^{たから}とすべし。檜^{ひのみ}は以^て瑞^{みつの}宮^{みや}を為^{つく}る材^きにすべし。椈^{まき}は以^て顕^う見^し蒼^{あを}生^をの奥^{おく}津^つ棄^{すた}戸^へに将^もち臥^ふさむ具^{そなへ}にすべし」とあるが、「顕見蒼生の奥津棄戸に将ち臥さむ具」というのは、
いうまでもなく棺材である。

ここで留意しておきたいのは、「コウヤマキ」で作られた木棺が、近畿地方の数ヶ所の古墳から出土していることであり、これは書紀の記載と一致して、まことに興味深いものがある。⁽²²⁾

乾湿の反復による狂いが極めて少く、土中に於ける耐久力の非常に強い材質の「コウヤマキ」を、書紀が有用四樹種の

一つとして棺材に規定しているということは、われわれの祖先が、古くから一般材質について相当深い知識をもっていたことを立証するものである。

レヴィ・ブリュルは、その著「劣等社会における心的機能⁽²³⁾」のなかで、「したがっていま我々が論じている信仰はシナで、棺用には一番硬い木、或はむしろ常緑樹の木材を求めるといふ信仰に類するものである。こんな木は生命の元素をより多く含み、そして棺の内の死体にその力を伝える。これは、他でも多く出逢う接触による融即の一例である。」と述べている。

日本では耐久力の強い「コウヤマキ」を棺材として選び、中国では生命力を思わせる硬材や常緑樹材の棺を好んで用いたことは、何れも棺がなかの死体に活力を与え、永遠の生命を持続させることができるという信仰からであろう。

さてわが古墳は、五世紀の最盛期を過ぎて衰退期に入り、特にわが国では文武天皇四年(七〇〇)僧道昭の火葬実施後、墓制に大変革を来したことはいうまでもない。

所謂大化の薄葬の詔に

「朕聞く、西土の君、其の民を戒めて曰へらく、『古の葬は、高きに因りて墓とす。封かず樹を、棺槨は以て骨を朽すに足るばかり、衣衾は以て穴を朽すに足るばかり。故、吾、此の丘墟、不食なる地を営りて、代を易へむ後に、其の所を知らざらしめむことを欲す。云々』」

とあるのは、中国の皇帝に名を借りた古墳制度の批判である。「封かず樹えず」というのは、盛り土をして墳丘をつくらしたり、そこに植樹をしたりしてはいけないというのである。こうなると、先の元明太上天皇の、山形を改めずに、自然のままの高所で火葬して、そこを墓所とするようにとの遺詔もこれと合致し、古墳築造時代は八世紀前半頃で終熄する訳である。

古墳時代のわが日本人は、永生の信仰に生きていた。しかしそれは別の信仰をその内に蔵している仏教は、このような永遠の思想に対して反省の機会を与えたのである。

わが古墳時代に、棺材として永生を保証すると信じられた「コウヤマキ」、中国に於いても棺材として重用されたという常緑樹もやがて魔力を失い、仏教の洗礼を盛んに受けたわが八世紀頃になると、元明太上天皇の遺詔に見るように、常緑樹はわずかに祭場を飾る道具立てとなり、古墳時代の原始呪術的な祭儀から、新しい仏教儀礼へと移って行くのである。

六

ここで、「左琴」、「右書」と刻銘されている小治田朝臣安万侶墳墓出土の二枚の金銅墓誌副板に就いて考察しなければならない。

火葬の実施に伴って、副葬品に著しい制限が加えられるようになったのは当然であり、安万侶の墳墓例に於いても、琴や書の実物を遺骸の左右に副葬して、死者生前の嗜みを追慕する代りに、小形の蔵骨器に相応わしい二枚の銅板の一方には、「左琴 神亀六年二月九日」、他方には、「右書 神亀六年二月九日」と刻んで木製蔵骨器の左右に置き、明器的役割を付与したものであろう。

ところで従来発見された墓誌は十四例⁽²⁴⁾を数えるが、それが遣唐使の派遣後に多く現われ、また墓誌が終ろうとする前後には遣唐使もその発遣漸く少く、やがて墓誌が墳墓内から姿を消すということは、興味ある事実といわなければならない⁽²⁵⁾。

森本六爾氏は墓誌主体の素材、形態、鐫刻銘の所在、墓誌の制作年代などに就いて細密な考証を加えている。

安麻呂の墓誌主体は同じく銅製でも、威奈大村例のように蔵骨器ではなく、長方形の板状のものであり、また、その制作年代に就いては、奈良時代盛朝に制作されたものが最も多く、しかもその発見の場所が大和四、河内二、摂津一である

ということも、必ずしも偶然とはいえないであろう。

なおこの時期には銅板、銅容器が並び行われ、同じ銅板であっても、小治田例のように三枚一組という特殊な形式のものさえ現われた。更に従来見られなかった磚製のものが三例も数えられるのは、注目すべきことといわなければならない。

従来発見されている十四例の墓誌が、多く遣唐使の派遣と密接な相関々係にあるということに就いては、既に森本六爾氏が提唱されているところであるが、そのことは当然、墓誌が中国の思想、文化の影響を蒙っているであろうことを予想せしめる。その一例として、安万侶墳墓出土の二枚の金銅墓誌副板に刻銘されている「左琴」、「右書」に限って言及したいと思う。

元来中国では、古くから琴を左にし書を右にして自ら楽しむことは、君子の嗜みとされていた。書の尊ぶべきものであることはいうまでもないが、琴も「説文解字」などに見えているように、淫邪を禁制し、人心を正すものと考えられ、「左琴右書」とその約言と考えられる「琴書」の語が、「古列女伝」その他の中国の文献に屢々載せられている。⁽²⁶⁾

唐代に及んでも、文学作品としては白楽天の詩「自喜」に「琴書」の語を発見することができ、また琴そのものとしては開元二年(七二四)在銘の御物七弦琴(旧法隆寺蔵)、同じく開元二十三年の制作を思わせる「乙亥之年 季春造作」在銘の七弦の所謂「金銀平文琴」(正倉院所蔵)などの貴重な美術工芸の舶載品を見ることができ、わが金銅墓誌副板の「左琴右書」の刻銘も、この唐代の思想、文化の受容活動の顕著な一例と見るべきものである。

また、われわれが更に、わが「万葉集」や「懷風藻」などの文学作品のなかにも、この語を見出すことができるということは、当代文化の特殊な性格の一面を窺うべき好個の資料として裨益するところ大なるものといわなければならない。

大伴旅人が藤原房前に日本琴を贈るに際して、琴が娘子となって旅人の夢枕に現われ、その来歴を物語り、琴を左に置き、書を右に置くのが君子の嗜みであり、自分は、その君主の左琴となって、おそばにいたいといって、いつの日いつの

時に、楽を解する人の膝を枕にすることができるとでしようかと歌う。

旅人は娘子に、物をいわない樹であっても、きつと立派なお方の手馴れの琴になることと返す。

旅人は、書状を添えて房前に琴を贈り、彼も、物をいわない木であっても、あなたの手馴れの御琴ですから、決して粗末な取り扱いは致しませうという歌を詠み込んで返書する。

こういった風に、琴が当時の貴顕に如何に尊重されていたかを、旅人と房前との往復の書簡の形式で表現した「帥大伴卿の、梧桐ことうの日本琴を中衛大将藤原卿に贈る歌二首」が「万葉集」巻五(27)に載せられている。

なお「懐風藻」には、大学助教従五位下野野朝臣蟲麻呂の「秋日長王が宅いえにして新羅の客を宴うたげす」と題する一首の序に「琴書左右」の文字が見え、また外従五位下大学頭やつめ宿禰蟲麻呂の二首のうち、「左僕射長王が宅いえにして宴うたげす」と題する一首には、「宝璽たから琴書を歎なげぶ」(酒杯をめぐらし、琴を弾じ詩を作ることとを喜ぶ)と記されている。

安万侶墳墓出土の二枚の金銅墓誌副板の「左琴」、「右書」の刻銘は、火葬による墓制の変革の結果、副葬品に制限が加えられ、実物の琴と書に代用されたものであり、中国に於いて古くから君子の嗜みとして尊重された琴と書が、奈良朝の高官小治田朝臣安万侶の墳墓に墓誌として現われても、唐朝文化が盛んに受容されていた時代として当然のことといわなければならぬ。

む す び

都介野の歴史は古く、小治田朝臣安万侶の墳墓が発見された都祁村甲岡の小丘の周辺の低地は、弥生式時代以来好適な居住地となり、早くから農耕生活が営まれていた。

都介野は、「日本書紀」、「続日本紀」などには、狩猟、草木の採取の場として現われているが、古くは初瀬川の源流に

沿って高原に登る道路によって、大和平野方面との交通が行われていた。

初瀬の枕詞として「コモリクノ」というのがあるが、これは内へ向う方向として、初瀬の山々が大和平野に通ずる一筋の道を包み囲んでいる即ち「山懐」を形成しているという意味と外に向う方向として、蒼蔚とした樹木が初瀬の奥山から立ち並んでいるという意味がある。初瀬川に沿って登って行くと、何となくそんな気配が感じられる。

雄略天皇は泊瀬朝倉宮を建造されたが、その用材の供給地は、恐らく初瀬の周辺の山々か或は更に初瀬川を遡った都祁山のあたりであったと推定される。

天皇は宮殿、楼閣の建造に異常な関心を払われた。応神天皇は大土木事業に、雄略天皇は記念建築事業に天皇の権威を顕現しようとされたといっても過言ではない。雄略天皇の時代は、まだ古墳時代の中朝であったとはいえ、木造建築の黎明期であった。現在の桜井市池之内を中心とする古代の磐余地方が、諸天皇の皇居の伝承地となっているのも、この地方が建築用材の供給地を背後に控え、また当時木造建築発達の機運のなかにあったことの一つの反映であろう。その後、皇居の地は飛鳥地方に移り、文化の進展が目覚しく、持統天皇の藤原宮の造営には、遠く近江にその用材を求めていることが、「万葉集」巻一所収の長歌「藤原宮の役民の作れる歌」によって知ることができる。

奈良朝の高官小治田朝臣安万侶が、当時の「郡里崗」現在の都祁村甲岡を墳墓の地としたことについては、同地が当時の墳墓選定の条件に適していること。都介野が八世紀に入ると政府の奨励で開拓が進み、安万侶が、その地に広大な墾田を所有していたことが想像され、また、それに加えて靈龜元年の都祁山道の開通によって、平城京と東国の間重要な交通路線が敷かれたことも、その大きな理由の一つではなかったろうかと思われる。

古墳は五世紀の最盛期を過ぎて衰退期に入り、特に七〇〇年の火葬実施後、墓制に大変革を来した結果、副葬品に著しい制限が加えられるようになり、安万侶墳墓出土の「左琴」、「右書」と刻銘された二枚の金銅副板も、実物の琴と書の代

用品に、明器的役割を付与した好個の一例である。なお「左琴」、「右書」約言して「琴書」という文字は、中国の文献にはいうまでもなく、わが「万葉集」や「懷風藻」などの文学作品のなかにも見出すことができる。

「懷風藻」には、僧道慈が竹溪山寺で作ったという詩が載せられているが、この寺の所在は明らかでない。筆者は都祁山口神社の社地に設けられた神宮寺と考えたいのであるが、遺憾ながら確証がある訳ではない。

道慈は大宝二年（七〇二）遣唐使粟田真人に随って入唐し、養老二年（七二八）帰朝している、彼は帰朝に際して、新訳の金光明最勝王経など多くの経典を齎したが、政府は神龜五年（七二八）この経を書写して諸国に頒布した。

彼は翌天平元年律師に任ぜられ、同九年十月には金光明経を大極殿に講じ、十三年の金光明四天王護国之寺と呼ばれた国分寺の造立にも、指導的な役割を演じた人物であることを付記しておく。

なお現在山辺郡山添村毛原には毛原廃寺址があり、寺の建立の由緒、沿革は詳らかでないが、残存している巨大な礎石の配置によって、南大門址、中門址、西塔址、金堂址等が推定され、また遺瓦の文様からも奈良時代の大伽藍の遺址と見るべきものであり、更に宇陀郡室生村染田——昔の都祁郷のうち——には天神堂があり、これは正平十七年（一一三六）多田順実の主唱によって建てられたものであるが、ここに連歌天神講が組織され、連歌の興行によって民衆を教化すると共に、武士団の団結を固め、地方の政治、文化の上に大きな役割を果した。

このように都介野とその周辺には、奈良仏教文化史上、中世文芸史上研究解明すべき多くの問題を残しているが、筆者は今後もこの方面の研究を進めて、発表の機を得たいと思う次第である。

注

(1) 元慶六年十二月廿一日条

大和国山辺郡都介野。天長承和。累代立_レ制。今宜_レ加_レ禁莫_レ令_二

縦狛。制_レ私_二禽鳥_一。許_レ採_二草木_一。

天長・承和の制を追い、都介野の狩狛を禁じ、草木の採取を許していることによって、都介野の開発が進められていたこと

がわかる。また現在の福住氷室神社の近くに、皇室の供御料の氷をおさめる所謂都祁氷室があったということは、額田大中彦皇子が鬪鶏に遊獵し、氷室を発見したと書紀に伝えられている氷室起源説話と合せ考える時、興趣の深いものがある。

(2) 古島敏雄氏著「土地に刻まれた歴史」参照。

(3) 凡運氷駄者。以二條丁充之。山城国葛野郡徳岡氷室一所。

一丁輪_二 愛宕郡小野一所。栗栖野一所。土坂一所。賢木原一所。

並二丁輪_三 同郡石前一所。一丁半輪_三 大和国山辺郡都介一所。一駄_二 河内国讚良郡讚良一所。一駄_二 近江国志賀郡部花一所。一駄_二 丹波国桑田郡池辺一所。一駄_二 五丁輪_三 牽_レ駄丁給食。一人日米四合、

塩五撮。駄別秣稻二把。摠計所_二須。毎年申_レ省請受。氷標幡十二流_{各長二} 料緋帛八尺。二尺。三年一請。

凡供御氷者。起_二四月一日_一。尽_二九月卅日_一。其四九月日別一駄。以_二八類為_レ駄_一。五月八月二駄四類。六七月三駄。進物所冷料。五

准_二二百一斗_一。八月二類。六七月四類。御醴酒并盛所冷料。六七月一類。

(4) 初め皇后、母に随_レひたまひて家に在_レしますときに、独苑の中

に遊びたまふ。時に鬪雞国造、傍の徑より行く。馬に乗りて籬に莅みて、皇后に謂りて、嘲りて曰はく、「能く蘭を作るや、汝」といふ。汝、此をば那鼻答と云ふ。且曰はく、「圧乞、戸母、其

の蘭一茎」といふ。圧乞、此をば異提と云ふ。戸母、此をば親自と云ふ。皇后、即ち一根の蘭を探りて、馬に乗れる者に与ふ。因りて、問

ひて曰はく、「何に用むとか蘭を求むるや」とのたまふ。馬に

乗れる者、対_レへて曰はく、「山に行かむときに、蟻撥はむ」といふ。蟻、此をば摩愚那岐と云ふ。時に皇后、意の裏に、馬に乗れる者の辞の礼无きを結びたまひて、即ち謂りて曰はく、「首や、余、忘れじ」とのたまふ。是の後に、皇后、登祚の年に、馬に乗りて、蘭乞ひし者を覓めて、昔日の罪を数めて殺さむとす。爰に蘭乞ひし者、額を地に擡きて叩頭みて曰さく、「臣が罪、実に死に当れり。然れども其の日に当りては、貴き者にましますむといふことを知りたてまつらず」とまうす。是に、皇后、死刑を赦したまひて、其の姓を貶して稻置と謂ふ。(訓みは岩波版「日本古典文学大系」本に拠る。)

(5) 十三年三月条
狭穂彦が玄孫齒田根命、竊に采女山辺小嶋子を奸せり。天皇、聞しめして、齒田根命を以て、物部目大連に收付けて、責讓はしめたまふ。齒田根命、馬八匹・大刀八口を以て、罪過を祓除ふ。既にして歌して曰はく、

山辺の 小嶋子ゆゑに 人ねらふ 馬の八匹は 惜しけくもなし

(6) 角田文衛氏「都市文化の波及」(奈良綜合文化調査報告書 都介野地区所収) 参照。

(7) 十二年十月条

天皇、木工鬮御田一本に猪名部御田と云ふは、蓋し誤なり。に命せて、始めて楼閣を起りたまふ。是に、御田、楼に登りて、四面に疾走ること、飛び行くが如きこと有り。時に伊勢の采女有りて、楼の上を仰ぎて観て、彼の疾く行くことを怪びて、庭に顛仆れて、撃ぐる所の饌は、御膳之物なり。を覆しつ。天皇、便に御田を、其の采女を奸せりと疑ひて、刑さむと自念して、物部に付ふ。時に秦酒公、侍に坐り。琴の声を以て、天皇に悟らしめむと欲ふ。琴を横へて弾きて曰はく、

神風の伊勢の伊勢の野の栄枝を 五百経る析きて
 其が尽くるまでに 大君に 堅く 仕へ奉らむと 我が命も 長くもがと 言ひし工匠はや あたり工匠はや

是に、天皇、琴の声を悟りたまひて、其の罪を赦したまふ。

十三年九月条

木工韋那部真根、石を以て質として、斧を揮りて材を斲る。終日斲れども、誤りて刃を傷らず。天皇、其所に遊詣して、怪び問ひて曰はく、「恆に石に誤り中てじや」とのたまふ。真根答へて曰さく、「竟に誤らじ」とまうす。乃ち采女を喚し集へて、衣裾を脱ぎて、著犢鼻して、露なる所に相撲とらしむ。是に、真根、暫停めて、仰ぎ視て斲る。覚えずして手の誤に刃傷く。天皇、因りて噴讓めて曰はく、「何処にありし奴ぞ。朕を畏りずして、貞しからぬ心を用て、妄しく輒輕に答へつる」とのたまふ。仍りて物部に付けて、野に刑さしむ。爰に同伴巧

「都介野」考

者有りて、真根を歎き惜びて、作歌して曰はく、

あたらしき、韋那部の工匠 懸けし墨繩 其が無ければ 誰か懸けむよ あたり墨繩

天皇、是の歌を聞かして、反りて悔惜びたまふことを生して、喟然きて頽歎きて曰はく、「幾に人を失ひつるかな」とのたまふ乃ち、赦使を以て、甲斐の黒駒に乗りて、馳せて刑所に詣りて。止めて赦したまふ、用りて徽纆を解く。「復作歌して曰はく

ぬば玉の 甲斐の黒駒 鞍著せば 命死なまし 甲斐の黒駒

一本に、命死なましといふに換へて、い及かずあらましと云へり。(訓みは岩波本「日本古典文学大系」本に拠る。)

(8) 応神天皇紀三十一年八月条に「猪名部等の始祖」の記載がある。猪名は「和名抄」に撰津国河辺郡為奈郷(現在の尼崎市東北部)とある地名。姓氏録左京神別に「猪名部造、伊香我色男命之後也」とあり、同撰津諸藩に「為奈部首出自百济国人中津波手也」、同未定雑姓(撰津)に「為奈部首、伊香我色乎命六世孫金連之後也」とある。

(9) 田辺泰氏「名匠譚」(「冠木門」所収)参照。

(10) 「猪名部真根」(「日本の工匠」所収)参照。

(11) 石田茂作氏著「校倉の研究」参照。

(12) 孝元記()内は天武紀。

阿部臣・膳臣・波多臣・林臣・波美臣(波弥臣)・星川臣・許勢臣(巨勢臣)・雀部臣・輕部臣・川辺臣・田中臣・高向臣・小

治田臣(小墾田臣)・桜井臣・岸田臣・平群臣・木臣(紀臣)・坂本臣・玉手臣。

(13) 「天武朝と氏族の系譜」(「日本神話の世界」所収) 参照。

(14) 「万葉集」卷十三

うち日さつ 三宅の原ゆ 真土に 足踏み貫き 夏草を 腰になづみ 如何なるや 人の子ゆゑそ 通はすも吾子 諾な 諾な 母は知らじ 諾な 諾な 父は知らじ 蟪の腸、か黒き 髪に、真木綿以ち あざさ結び垂れ 大和の 黄楊の小櫛を 抑へ挿す、刺細の子、それわが妻 (訓みは岩波版「日本古典文学大系」本に拠る。)

(15) 「朝儀」上に嘉承二年十一月廿八日付の「齋宮御帰京諸国所課支配状」なるものが掲載されている。

大和国 都祁道行宮 路橋 使々供給 担夫八十人、弁備物
同山 城国

参考までに山城国の分を記す。

山城国 可造相楽頼宮 可装弁川船、葛野筵百枚、折薦百枚、担夫八十人使々供給米百十四石可弁備物中取二前水甕麻笥二口瓠四口盆一口埵二口洗盤六口杓二柄韓竈二口

(16) 角田文衛氏「都市文化の波及」(奈良県総合文化調査報告書 都介野地区) 所収) 参照。

(17) 「沙門道慈啓。以今月二十四日。濫蒙抽引。追預嘉会。奉旨驚惶。不知攸措。」

「撫躬之驚惶。不違啓処。謹裁以韵以辞。高席。謹至以左。

羞穢耳目。」

「僧既方外士。何煩入宴宮。」

(18) 釈道慈者。俗姓額田氏。添下人。少而出家。聰敏好学。英材明悟。為衆所推。太宝元年。遣学唐国。歴訪明哲。留連講肆。妙通三藏之玄宗。広談五明之微旨。時唐簡于國中。義学高僧一百人。請入宮中。令講仁王般若。法師学業穎秀。預入選中。唐王憐其遠学。特加優賞。遊学西土。十有六歳。養老二年。帰来本国。帝嘉之。拜僧綱律師。性甚骨鯁。為時不容。解任帰。遊山野。時出京師。造大安寺。年七十余。

(19) 大きい方には

右京三条二坊従四位下小治田朝臣安

万侶大倭国山辺郡都家郷郡里崗安墓

小さい方の一方には

左琴 神龜六年二月九日

他方には

右書 神龜六年二月九日

と刻まれている。

(20) 「日本書紀」舒明天皇条に小墾田臣(名を闕いている)、天武元年条に小墾田猪手、十年、十一年条に小墾田臣麻呂、「続日本紀」文武天皇三年条に直広肆小墾田朝臣当麻、同文武天皇慶雲四年条に従五位下小治田朝臣宅持、元明天皇和銅五年条に従五位下小治田朝臣月足、同七年条に従五位下小治田朝臣豊足、

淳仁天皇天平宝字八年条に従五位下小治田朝臣水内、光仁天皇宝龜六年条に従五位下小治田朝臣諸成、桓武天皇延暦二年条に従五位下治田朝臣古刀自の名が見えており、歌人としては小治田朝臣広耳〔万葉集〕卷八に一首載せている、小治田朝臣東麻呂〔万葉集〕卷八に一首載せている〕等を数えることができ。なお「万葉集」卷十七には小田朝臣諸人と記されている人物が登場するが、この小田は小治田の誤りであろう。彼は、王卿等と詔に応じて歌を作っているらしいが、いま伝えられていない。

因に、この諸人が安万侶の子で、彼が父の埋葬を執り行ったのであるといわれている。

(21) 角田文衛氏「都市文化の波及」〔奈良県総合文化調査報告書 都介野地区〕所収) 参照。

(22) 尾中文彦氏「古墳其他古代の遺構より出土せる材片に就て」〔日本林学会誌〕十八ノ八所収) 参照。

(23) Les Fonctions mentales dans les Sociétés inférieures, par Lévy-Bruhl, Paris, 1910.

山田吉彦氏訳の岩波文庫本では「未開社会の思惟」となっている。

- (24) 船王後 天智七年 (河内)
 小野毛人 天武五年 (山城)
 宇治宿禰 慶雲二年 (山城)
 文禰麻呂 慶雲五年 (大和)

威奈大村 慶雲四年 (大和)

下道鬮勝鬮依母 和銅元年 (備中)

伊福吉部徳足比売 和銅三年 (因幡)

小治田安万侶 神龜六年 (大和)

美努岡万 天平二年 (大和)

吉備真備母楊貴氏 天平十一年 (大和)

僧行基 天平二十一年 (大和)

石川年足 天平宝字六年 (撰津)

高屋枚人 宝龜七年 (河内)

紀吉継 延暦三年 (河内)

(25) 森本六爾氏「上代墓誌に関する一二の私考」(上)〔考古学雑誌〕十六ノ三所収) 参照。

(26) 森本六爾氏「小治田朝臣安万侶の墳墓」(下)〔中央史壇〕十一ノ一所収) 参照。

(27) 大伴淡等謹みて状す
 梧桐の日本琴一面 対馬の結石山の孫枝なり

此の琴夢に娘子に化りて曰はく、余根を遥島の崇き巒に託け轉を九陽の休き光に晞す。長く煙霞を帯びて、山川の阿に逍遙し、遠く風波を望みて、雁と木との間に出入す。唯し百年の後空く溝壑に朽ちなむといふことを恐るらくのみ。たまたま良匠に遭ひて、削りて小琴に為らる。質の鹿く音の少しきなることを顧みず、恒に君子の左琴を希ふといへり。即ち歌ひて曰はく

如何いかにあらむ日の時にかも声知らむ人の膝ひざの上わが枕まくらかむ

僕詩詠われに報こたへて日はく

言問ことはぬ樹にはありともうるはしき君が手馴たれの琴にしある
べし

琴の娘子答へて曰はく

敬つしみて德音うけたまを奉はりぬ。幸甚幸甚といへり。片時にして覚

き、すなわち夢の言に感じ、慨然として止黙もだあること得ず。

故かれに公使おほやけづかいに附けて、聊いささかに進御たてまつる。謹つとみて状す。不具

天平元年十月七日 使に附けて進上る

謹通 中衛高明閣下 謹空

跪かきて芳音はうおんを承り、嘉權かこん交深し。乃すなはち、竜門りようもんの恩、復蓬

身しんの上に厚しといふことを知りぬ。恋望れんぼう殊念しゆねんは、常の心じょうのこころに

百倍せり。謹つとみて白雲うたかたの付つに和なへて、野鄙よびの歌を奏たてまつる。房

前ま謹つとみて状まをす。

言問ことはぬ木にもありともわが夫子せこが手馴たれの御琴地みことつちに置かめ
やも

謹通 尊門 記室

(訓みは岩波版「日本古典文学大系」本に拠る。)